

第1日

令和2年9月1日（火）

午前10時1分開会

○議長（堀尾俊浩君） これより令和2年第6回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から9月25日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの25日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3番北川清文議員

4番熊本正博議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告5件、議案22件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件が提出され、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに、令和2年第6回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について5件、決算の認定について7件、利益の処分及び決算の認定について3件、補正予算について3件、条例の一部改正について6件、財産の処分及び財産の取得について各1件、公の施設の区域外設置に関する協議について1件、合計27件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第19号から報告第23号までについて説明申し上げます。

報告第19号及び報告第20号の専決処分の報告につきましては、市道上の事故及び交通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

報告第21号令和元年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率

及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。

健全化判断比率が早期健全化基準を上回る場合は「財政健全化計画」を、資金不足比率が経営健全化基準を上回る場合は「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、財政の早期健全化を図らなければならないものとなっております。なお、本市の令和元年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第22号令和元年度甘木鉄道株式会社の決算及び報告第23号令和2年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第50号議案から第56号議案までにつきましては、令和元年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

第57号議案から第59号議案までにつきましては、令和元年度の工業用水道事業、水道事業及び下水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算3件について説明申し上げます。

第60号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、令和2年7月豪雨による災害復旧、新型コロナウイルス感染症対策等に必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ41億9,419万8,000円を追加し、予算総額を519億1,440万8,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、公共施設のWi-Fi環境整備事業費、甘木鉄道への支援事業費等の市独自の地方創生臨時交付金事業及び林田工業団地売却に伴う公共施設等整備基金積立金等に1億1,879万8,000円を計上いたしました。

民生費では、秋月・安川統合保育所建設事業費、私立保育園施設整備事業費補助金、私立及び公立保育園の感染症対策経費等に9,650万2,000円を計上いたしました。

衛生費では、乳幼児健診における新型コロナウイルス感染症対策事業費に247万円を計上いたしました。

農林水産業費では、平成29年7月九州北部豪雨で被災した農林業施設について、緊急自然災害防止対策事業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業費等を活用して行う事業費に9,600万円を計上いたしました。

土木費では、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費に1,460万円を計上いたしました。

消防費では、消防水利及び生活用水を取水する施設の整備費に3,100万円を計上いたしました。

教育費では、小中学校のICT環境整備事業費及び朝倉地域生涯学習センター冷却塔整備事業費に9,538万4,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、農地、農業用施設及び林道並びに道路及び河川に係る災害復旧費として27億7,300万円を計上いたしました。

公債費では、繰上償還に要する経費に9億6,644万4,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として国庫支出金5億5,052万5,000円、県支出金14億4,469万1,000円、市債9億8,230万7,000円、繰越金9億8,564万9,000円等を計上いたしました。

第61号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、直営診療施設勘定において、新型コロナウイルス感染症対策経費、医療従事者等への慰労金給付事業費及び令和元年度決算に伴う繰越金を財政調整基金へ積み立てる経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ927万4,000円を追加し、予算総額を3億1,402万8,000円といたしました。

第62号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う支払基金への返還金、国及び県への返還金並びに令和元年度決算に伴い、介護給付費準備基金へ積み立てる経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ1億2,544万5,000円を追加し、予算総額を61億9,912万7,000円といたしました。

次に、第63号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第64号議案朝倉市健康福祉館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市健康福祉館の安定的な管理運営を確保するため、この条例を制定しようとするものであります。

第65号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第66号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第67号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につき

ましては、児童の入院外に係る医療について支給する子ども医療費の対象者を、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までに拡大したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第68号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正により、子ども医療費の支給対象者が拡大されることに伴い、重度障害者医療費の支給対象者である中学生の自己負担額の上限を変更する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第69号議案財産の処分につきましては、SAT GROUP株式会社に財産を処分するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第70号議案財産の取得につきましては、市立小中学校児童生徒用パソコン等を取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第71号議案公の施設の区域外設置に関する協議につきましては、うきは市の公の施設である自家用有償旅客運送うきは市バス路線及び停留所を朝倉市区域内に設置することに関し、地方自治法第244条の3第1項の規定により朝倉市とうきは市との間で協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。

なければ次に意見書案について提出者代表の説明を求めます。13番大庭きみ子議員。

(13番大庭きみ子君登壇)

○13番(大庭きみ子君) 皆様、おはようございます。13番大庭きみ子でございます。

意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書について趣旨説明を行います。

朝倉市は、平成29年7月5日の九州北部豪雨災害により甚大な被害を被り、今年で4年目を迎えております。しかし、復旧・復興事業にはまだまだ時間がかかり、多額の経費が必要であります。毎年のごとく大雨災害が心配されている状況でもあります。これまでに以上に災害対策や防災・減災事業は重要であり、人口減少対策や高齢者対策、また、子育て

支援など新たなニーズへの対応を進める必要があります。

また、災害対応や細やかな公的サービスの提供を進めるためには、人材確保とこれに見合う地方財源の確立を目指す必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症が世界的にも蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、今後の地方財政はこれまでにない厳しいものになることが予測されます。地域に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税、地方交付税などの一般財源額の確保が必要であります。

新型コロナウイルス感染症対策として、新たに政府が予算化した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、令和2年度の補正予算にとどまらず、感染症状況や自治体における財政需要を把握しつつ、令和3年度予算においても十分な財源を確保することが重要であります。

このため、令和3年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指し、政府の財政支援の確立を要望するものであります。

昨年9月議会において、同じく地方財政の充実・強化を求める意見書を朝倉市議会から国会へ提出しております。今回も、ぜひとも本意見書について御賛同賜り、朝倉市議会から国会へ意見書を提出していただきますようよろしくお願いいたします。以上で趣旨説明を終わります。

(13番大庭きみ子君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は9月8日の本会議において行います。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。13番大庭きみ子議員。

(13番大庭きみ子君登壇)

○13番(大庭きみ子君) ただいま議題となりました請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書について趣旨説明を行います。

今年は、予期せぬ新型コロナウイルス感染症が発生し、感染対策として3月に全国の学校で一斉臨時休業が行われて以降、4月には緊急事態宣言が出され、5月には宣言の継続が決定されて、学校の臨時休業が延長されています。その後、段階的に学校再開が進められていますが、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など課題は多く、教職員は不断の努力を続けられています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、新しい教育要領により、授業時数や指導内容も増加しています。

また、子どもたちを取り巻く家庭環境や社会状況は年々厳しくなっております。日

本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応、いじめ問題や不登校の子どもたちなど支援が必要な子どもたちも増えています。複雑化・困難化する中で、様々な問題や課題を解決し、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、加配措置ではなく、少人数学級を含む抜本的な定数改善が必要不可欠であります。

また、義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えてきています。独自財源により定数措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫しています。

子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは、憲法上保障されていなければなりません。財政状況が厳しい自治体に負担をかけるのではなく、国の責任において義務教育の教育環境の格差をなくし、一定水準に整えることは重要であります。

子どもの学ぶ意欲、主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備は不可欠であります。

教育環境をよりよいものにしていくために、少人数学級推進などの定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を請願するものです。皆様方の御賛同を賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようよろしくお願いいたします。以上、趣旨説明を終わります。

(13番大庭きみ子君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 以上で紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第50号議案については決算審査特別委員会を設置し、これに付託した上審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は4日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時26分散会